

# 財団法人 桜菱会 事業運営基金規程

## ( 通 則 )

第 1 条 この法人の事業を適正かつ厳正に運営するため、事業運営基金（以下、「基金」という。）を設ける。

## ( 使 途 )

第 2 条 この基金は、勘定科目を、固定資産に設定し、その用途は財団法人桜菱会寄附行為第 3 条の目的達成の為、第 4 条に定むる事業の実施に限定する。

## ( 構 成 )

第 3 条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 基金とすることを指定して寄附された財産
- ② 理事会で基金に繰り入れることを決議した財産
- ③ 基金とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式

## ( 管 理 )

第 4 条 この基金は、元本が回収できる見込みが高く、かつ高い運用益が得られる方法により理事長が管理、保管する。

## ( 処 分 の 制 限 )

第 5 条 この基金は、この法人の事業遂行上、やむを得ない事由が生じたときに、理事会の議決を得て処分することができる。

## ( 規 程 の 変 更 )

第 6 条 この規程を変更するときは、理事会において承認を得なければならない。

## 附 則

1. この規程は、平成15年3月31日より施行する。